

①国際船舶に係る特例措置の延長（登録免許税・固定資産税）

日本商船隊における国際船舶※の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。 ※ 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶

施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の99.6%を海上輸送に、そのうち61.9%を日本商船隊にそれぞれ依存。
- 我が国周辺海域における近年の情勢変化を踏まえれば、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることが喫緊の課題。

➡ 国際船舶に係る特例措置の延長を図り、国際船舶の保有コストを軽減し、国際競争力を確保することが不可欠。

要望の結果

【登録免許税】

税率軽減（本則：4/1000→特例：3.5/1000）
→2年間の延長（H30～H31年度）

【固定資産税】

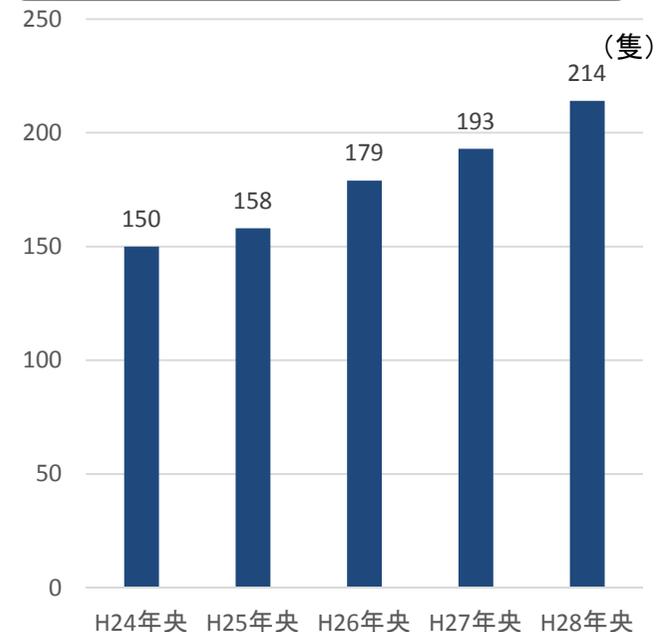
課税標準の軽減（外航船舶：1/6→国際船舶：1/18）
→要件を一部見直した上で、
3年間の延長（H30～H32年度）

諸外国の登録免許税（又は登録料）（1隻あたり）及び固定資産税

国名	登録免許税	固定資産税
日本（軽減後）	1,925万円	課税
シンガポール	161万円	非課税
中国（香港）	22万円	非課税
イギリス	2万円	非課税
アメリカ	1万円	一部州は課税
ドイツ	1万円	非課税
デンマーク	非課税	非課税
フランス	非課税	非課税
オランダ	非課税	非課税
パナマ	非課税	非課税
リベリア	非課税	非課税

※船価50億円の貨物船(10万GT(6.6万NT))の例

国際船舶の隻数推移



平成30年度海事関係税制改正要望結果

②軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(船舶)

内航船舶(旅客・貨物)、外航日本船舶、官用船、訓練船、自家用船舶(プレジャーボート等)の動力源の用途に供する軽油について、安定的な国内海上輸送の維持・確保等(国際競争力の確保、船舶交通の安全確保及び海洋汚染の防止、安定的な船員の供給及び海洋に関するレクリエーションの普及等)を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

安定的な国内海上輸送の確保(内航船舶)

公共交通機関として住民生活・地域経済を支える旅客航路、基幹的輸送インフラとして国内産業・国民生活を支える貨物航路の維持・確保が必要。

→経営状況の更なる悪化による航路の撤退を防止するため、営業費の2割を占める燃料費の負担低減が必要不可欠。



内航旅客船

(例)内航船舶(旅客)の経営状況

<平均収支率>

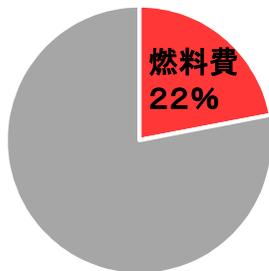
97.1%

<営業費用>



軽油引取税の課税免除が認められない場合…

88.1%



赤字傾向がさらに悪化、航路維持が困難に

営業費用が約10%増加

※軽油使用事業者

国際競争力・経済安全保障の確立(外航日本船舶)

安全かつ安定的な国際海上輸送の確保及び経済安全保障の確立の観点から、外航日本船舶の国際競争力確保が必要。

→外国船舶との運航コスト差の拡大防止のため、引き続き外航日本船舶の維持管理コストの低減が必要不可欠。



外航高速船

船舶交通の安全確保、船員の確保・育成(官用船、訓練船)

船舶交通の安全確保や効率的・安定的な海上輸送の確保のため、適切な外国船舶監督等や船員の確保・育成が必要。

→引き続き、地方運輸局が所有する船舶、(独)海技教育機構が所有する船員訓練のために必要な船舶の維持管理コストの低減が必要不可欠。



訓練船

国民の海洋への理解・関心の向上(プレジャーボート等)

海洋基本法・海洋基本計画等において、海洋国家たる我が国における、「国民の海洋についての理解と関心の向上の必要性」について規定され、また観光振興や地域振興の観点からも国として海洋性レクリエーション振興の促進が必要。

→所有者以外の多くの国民に対する海洋や船舶の体験機会の提供に大いに貢献する自家用船舶の利用促進は今後も必要不可欠。



自家用船舶

要望の結果

特例措置の内容

【軽油引取税】

船舶の動力源の用途に供する軽油引取税について、課税免除の特例措置の延長

結果

現行の措置を3年間延長する。(平成30年4月1日～平成33年3月31日)